

令和7年度困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業企画運営業務(令和7年10月～令和8年3月実施分)

2 業務の目的

貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関につながっていない10代から20代の若年期を含めた女性を適切な相談・支援につなげることを目的として、アウトリーチ相談・支援を行うもの。

3 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 実施場所

仙台市内

5 業務内容

(1) 対象者

貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関につながっていない10代から20代の若年期を含めた女性。

(2) 実施事業

①必須事業

対象者を適切な相談・支援につなげるため、月3回以上、若年期を含めた女性が訪れやすい場所や、夜間に人通りが多い場所において相談対応可能な居場所づくりを行う。

【参考：令和4年度から令和6年度に実施した事業】

- ・毎月3～4回程度、主に金曜日の夜に国分町のレンタルスペースにて実施。
- ・カフェ風の居場所で、無料のお茶やお菓子、充電器やWi-Fiを提供。
- ・来場者は、来場者同士やスタッフと話をしたり、ひとりで過ごしたりし、希望があればスタッフが相談に応じた。

②企画事業

対象者を適切な相談・支援につなげるため、以下に挙げる事業例を参考に、より効果的なアウトリーチ型支援事業を企画し実施すること。

【事業例】

- ・訪問等による相談対応
- ・公的機関等への同行支援
- ・国分町から仙台駅周辺等の繁華街等での夜回り（対象者への声がけ等）

※上記事業例に捉われず、その他さまざまな切り口からの企画を検討すること。

(3) 会場

必須事業の居場所づくりや、企画事業において会場を要する事業を実施する場合、対象者が会場にハードルを感じにくい会場を選定すること。なお、会場使用料は原則として委託料に含める

ものとする。

(4) 広報

実施する事業において最も対象者に届くと考えられる媒体を選定の上、効果的な広報を行うこと。なお、広報に係る費用は原則として委託料に含むものとする。

(5) 関係機関等との連携体制強化

対象者が適切な行政等の支援（福祉施策・自立支援・就業支援施策など）につながるよう、関係機関との連携体制の強化に努めること。

(6) 引継ぎ

令和7年9月末まで本事業を実施する事業者と十分な引継ぎを行い、円滑に事業を進められるように努めること。また、利用者に対し、事業者が切り替わる旨について周知・広報に努めること。

(7) 報告書の作成

本業務の実施結果について報告書に取りまとめ提出すること。また、仙台市ホームページ公開用として、個人情報等の記載のない内容の報告書を同様に作成し提出すること。

なお、両報告書のデータも併せて納品すること（データの提出媒体はCD-Rとする）。

6 スケジュール概要

令和7年6月26日	・公募開始
〃 8月6日	・プロポーザル審査会
〃 8月中旬	・業務委託契約締結
〃 8月中旬～9月	・事業準備・引継ぎ
〃 10月～令和8年3月	・事業実施
令和8年3月	・報告書の作成～提出

7 秘密の保持・個人情報の取扱い

- ・本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項の情報保持については十分に留意し、委託者の了解なく外部に開示してはならない。
- ・本業務において知り得た個人情報については、速やかに委託者に提出し、複写、複製はしてはならない。
- ・別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務中に知り得た個人情報は、一切の漏洩を禁止する。

8 成果物等の帰属

本業務において作成された資料等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び成果物の所有権は委託者に帰属するものとし、受託者は許可なく使用してはならない。

9 留意事項

- ・受託者は本業務の円滑な実施のために、本業務の委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を委託者に定期的に報告すること。
- ・受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じ

て、合理的配慮の提供を行うものとする。

- 本業務に関する苦情が発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、受託者が対応できない苦情が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。
- 本仕様書に定めのない事項及び業務の詳細について疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方協議の上決定することとする。

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報及び死者情報（死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「個人情報等」と総称する。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（適正な管理）

第4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報等の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報等を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収

集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該方法に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等の管理の状況等に係る報告及び実地検査)

第10 受注者は、発注者が個人情報等の管理の状況等について報告の求め又は実地検査を実施するときは、これに応じなければならない。

(再委託の禁止)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に取り扱わせてはならない。

(再委託に係る措置)

第12 発注者の承諾を得てこの契約による業務を再委託する場合は、受注者は、再委託先における個人情報等の取扱いに関し受注者と同等の安全管理措置を講じさせなければならない。また、発注者が、再委託先における作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について確認を要すると判断したときは、受注者又は発注者自らが実地検査を行うこととする。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(損害賠償責任)

第13 この契約に違反する事態の発生により個人情報等に係る損害が生じ、当該損害が受注者の責に帰する場合は、受注者は、その賠償を行わなければならない。

注1 発注者は仙台市を、受注者は受託者をいう。